

神奈川県高齢者等在宅福祉事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県の高齢者や介護者（ケアラー）の福祉向上を図ることを目的として、市町村等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年3月31日神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱において、補助の対象とする事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 老人クラブ活動等事業

平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」に基づき、市町村が行う老人クラブ活動等事業

(2) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業

平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の別添1に基づき、市町村が行う事業

(3) 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業

平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の別添2に基づき、市町村が行う事業

(4) ケアラー居場所づくり支援事業

県内に新たにケアラー・ヤングケアラー同士のピアサポート、交流、息抜き、学習支援、情報収集等のための居場所を設置、運営するために、任意団体を含む福祉関係のボランティア団体等が行う事業

(補助額の算定方法)

第3条 補助額は、次により算出された合計額とする。ただし、各号において算定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 前条第1号に規定する事業

別表に定める事業ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。

(2) 前条第2号、第3号に規定する事業

別表に定める事業ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額とする。

(3) 前条第4号に規定する事業

別表に定める事業ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

(申請書の提出期限)

第4条 第2条第1号から第3号に定める各事業にあつては、規則第3条第1項の規定による神奈川県高齢者等在宅福祉事業費補助金交付申請書（別紙様式1）を、4月1日までに、第2条第4号に定める事業にあつては知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。ただし、事業開始が年度中途である等、これにより難しい理由がある場合はこの限りではない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあつて、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に規定する各事業（ただし、第1号とその他の事業の間の経費の変更はできない。）の配分額の変更（それぞれの事業の経費の配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をしようとする場合及び補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けるものとする。
- (2) 第2条に規定する補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合、又は補助事業等の遂行が困難な場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 第2条に規定する各事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（第2条第1号から第3号に規定する各事業はその価格が50万円以上、第4号に規定する各事業はその価格が5万円以上のものに限る）については、規則第17条の規定により、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けなければ、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供することができない。
- (4) 知事の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(変更の承認)

第6条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県高齢者等在宅福祉事業費補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（別紙様式2）に変更の内容及び理由、中止又は廃止の理由を記載した書類を添付して、知事に提出するものとする。

2 この補助金の交付決定後の事情変更により、変更交付申請を行う場合には、神奈川県高齢者等在宅福祉事業費補助金変更交付申請書（別紙様式3）を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により、第2条に規定する各事業の申請を取り下げることができる期間は、交付の決定を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 第2条に規定する各事業にかかる規則第12条の規定による実績報告は、当該会計年度終了後4月20日又は当該事業完了から30日を経過した日のいずれか早い方の日までに神奈川県高齢者等在宅福祉事業費補助金実績報告書（別紙様式4）を知事に提出して行わなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別紙様式5）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(善管注意義務)

第10条 第2条に規定する各事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともにその効率的運用を図るものとする。

(書類等の整備)

第11条 補助金の交付を受けたものは、予算及び決算との関係を明らかにした神奈川県高齢者等在宅福祉事業費補助金調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(実施細目)

第12条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

ただし、第3条第1項の規定にかかわらず、昭和51年度に係る申請書の提出期日は、昭和51年8月27日までとする。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定にかかわらず、昭和52年度に係る申請書の提出期日は、昭和52年8月20日とする。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定にかかわらず、昭和53年度に係る申請書の提出期日は、昭和53年8月20日とする。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定にかかわらず、昭和54年度に係る申請書の提出期日は、昭和54年9月25日とする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和55年8月30日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。ただし、第3条第1項の規定にかかわらず、昭和55年度に係る申請書の提出期日は、昭和55年9月27日とする。
- 2 デイ・サービス事業補助費金交付要綱（昭和54年老福第242号）を廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和56年8月14日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。ただし、第2条第1項第4号に基づく「在宅ねたきり老人一時入所事業実施要綱」第7条の規定については昭和56年9月1日から適用し、昭和56年度に係る申請書の提出期日は第3条第1項の規定にかかわらず昭和56年9月5日とする。
- 2 在宅ねたきり老人一時入所事業補助金交付要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和57年10月29日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。ただし、老人家庭奉仕員派遣事業運営要綱については、昭和57年10月1日から適用する。
- 2 神奈川県ホームコンパニオン（老人・障害者）派遣事業運営要綱は、昭和58年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、昭和58年8月6日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年9月29日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月8日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。ただし、第2条第1項第3号に基づく「ねたきり老人等一時入所事業実施要綱」及び同条

同項第4号に基づく「重度痴呆性老人一時入所等事業実施要綱」中、私的理由に係る規定については昭和60年8月1日から、第2条第1項第3号に基づく「ねたきり老人等一時入所事業実施要綱」中、養護老人ホームに関する規定については、昭和60年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和61年12月1日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年1月11日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

2 ねたきり老人等一時入所事業実施要綱及び重度痴呆性老人一時入所等事業実施要綱は、昭和63年3月31日をもって廃止する。なお、昭和62年度事業実績報告については旧要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和63年12月15日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成2年2月5日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

2 在宅老人デイ・サービス事業実施要綱、小規模デイ・サービス事業実施要綱、小規模デイ・サービス補助金交付要綱及び生きがいと創造の事業運営要綱は、平成元年3月31日をもって廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成2年5月28日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

2 在宅老人福祉緊急整備特別事業実施要綱は、平成2年3月31日をもって廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成4年3月2日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

2 別表第2欄に定める消費税の取扱いのうち「なお、10月1日以降契約した分については、下段の基準額を適用する。」は、平成3年10月1日から適用する。

3 老人家庭奉仕員派遣事業運営要綱、主任家庭奉仕員（チーフヘルパー）設置事業運営要綱、在宅老人一時入所等事業実施要綱は、平成3年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年2月17日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年5月25日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年12月24日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年5月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年12月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年5月2日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年1月18日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年6月13日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
- 2 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業運営要綱は、平成8年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月29日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年2月17日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年5月11日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年2月4日から施行し、平成11年4月1日から適用する。ただし、介護サービス調整事業実施要綱については、平成11年12月9日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年2月16日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 高齢者地域活動促進事業補助金交付要綱は、平成12年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年2月6日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年1月31日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年2月16日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年10月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年10月28日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年2月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。ただし、第4条は平成18年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年2月2日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定にかかわらず、政令市・中核市を除く市町村の平成19年度に係る実績報告は保健福祉事務所長（秦野、大和及び三崎保健福祉事務所を除く）に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度事業実績報告については旧要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月7日から施行する。ただし、改正前の旧要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

別表

神奈川県高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象基準	4 対象経費
老人クラブ活動等事業	市町村	次により算出した額の合算額とする。 (1) 老人クラブ事業 2,300円×助成を行った老人クラブの活動延月数 老人クラブとは、平成13年10月1日老発第390号厚生労働省老健局長通知「老人クラブ活動等事業の実施について」別添「老人クラブ等事業運営要綱」第1項第1号に規定する老人クラブをいう。 なお、同号イ「会員の規模」のうち、「その他特別の事情がある場合」には、「これまでおおむね30人以上の会員により適正に運営されてきたクラブが、諸般の事情により会員が減少したものの、今後も継続的な活動が見込まれる」と市町村が認める場合」を含めるものとする。 (2) 市町村老人クラブ連合会事業 ア 活動促進事業 (ア) 90,000円×市町村老人クラブ連合会数 (イ) 3,000円×市町村老人クラブ連合会加入老人クラブ数 イ 健康づくり・介護予防支援事業 ウ 地域支え合い事業 エ 若手高齢者組織化・活動支援事業 オ 市町村老人クラブ連合会活動支援体制強化事業 イからオまでの事業に係る経費について、次の(ア)、(イ)の合計額を1市町村老人クラブ連合会の上限とする。 (ア) 20,000円 (イ) 8,000円×市町村老人クラブ連合会加入老人クラブ数	老人クラブ活動等事業の実施に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業	市町村	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業に必要な額	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、扶助費
社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業	市町村	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業に必要な額	社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業に必要な賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、負担金、補助金、交付金、扶助費、繰出金
ケアラー居場所づくり支援事業	団体等(※)	ケアラー居場所づくり支援事業に必要な額として知事が認めた額。 1ヶ所当たり 上限額 500,000円	ケアラー居場所づくり支援事業の立ち上げに必要な初期費用のうち、別に定める経費(継続的に発生する費用は除く)

※任意団体を含む福祉関係のボランティア団体等であって、知事が別に定める要件を満たすもの